

介護保険業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

＜被保険者資格管理＞

- ・ 被保険者履歴の全履歴
※下記の履歴情報は最低限移行すること(月次調定、受給者異動連絡票情報作成処理等において、履歴を遡り参照する必要があるため)
 - 資格取得日時点の履歴情報
 - 識別番号が途中で変更となった時点の履歴情報(住所地特例者の再転入等)
 - 最新履歴情報
- ・ 再転入時に被保険者番号を再利用する運用を行っている場合は、各資格取得期間における上記の履歴情報
- ・ 賦課期日時点で有効な世帯構成員(賦課期日移行に削除された世帯構成員を含む)の世帯構成員情報
- ・ 生活保護の全履歴、老齢福祉年金情報の全履歴、適用除外情報の全履歴
- ・ 被保険者情報は、対象者全てを資格取得済として中間標準レイアウト仕様を定義している。

＜要介護認定＞＜受給者管理＞

- ・ 受給者の申請情報の全履歴、各申請情報に関する各割当情報の最新履歴、居宅サービス計画の情報の全履歴

＜保険料賦課＞＜保険料徴収＞＜滞納管理＞

- ・ 2000年度から各年度の最新履歴の賦課情報
※過年度は決算時点の状態、現年度については移行時点の状態
- ・ 収納履歴の全履歴
- ・ 賦課情報は、対象者全てを賦課済として中間標準レイアウト仕様を定義している。
※全て賦課済のデータを作成する。

<給付管理>

- ・ 介護保険制度開始時点からの給付関連の全てのデータ
- ・ 償還払い支給実績ファイルは、福祉用具・住宅改修以外の償還払い扱いとした実績
※居宅サービス計画なし等、短期入所振替利用、施設の食事利用、認定までの期間で利用、認定申請前の緊急利用 等
※福祉用具は福祉用具購入費ファイル、住宅改修は住宅改修費ファイルへ作成する。

<共通>

- ・ 住基情報の全履歴、税情報の全履歴、国民健康保険情報の全履歴、後期高齢者情報の全履歴
- ・ 移行元システムの医療保険者ファイルの最新履歴、移行元システムのかかりつけ医ファイルの最新履歴、移行元システムの訪問調査員ファイルの最新履歴

(2)中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- ・ 賦課期日時点で消除されている世帯構成員の世帯構成員情報
- ・ 滞納繰越の情報(移行先にて作成する)
- ・ 訪問調査結果情報や認定審査会情報(厚生労働省が定める認定ソフトのインタフェースに従い、データの移行を実施するため)
- ・ 給付実績情報(国保中央会のシステムインタフェース仕様書に従い、データの移行を実施するため)
- ・ 高額障害福祉サービス費に関する情報(国保中央会のシステムインタフェース仕様書、もしくは障害福祉担当課と調整したインタフェース仕様書に従い、データの移行を実施するため)

【その他】

＜給付管理＞

- 国保連合会へ委託している場合の高額介護支給実績・合算支給決定情報は国保中央会のシステムインタフェース仕様書に従い、データ移行を実施することも可能。